

随時監査の結果

第1 監査の概要

1 監査テーマ

市が関与する任意団体の事務について

2 監査の目的

市には、職務上の関連から、市民、各種団体や企業等の連携や協力を得ながら事業を円滑・効果的に進めるために、市が実質的に事務を処理する任意団体（以下「団体」という。）がある。

これらの団体は、団体の設置目的が公的性格をもつため、多くの団体には公金が支出されているが、市とは異なる組織であるため、本市の規程等の適用を受けず団体独自の運営が行われる。したがって、これら団体の事務を市職員が処理する場合には、厳正かつ適正な事務が求められることは当然であり、市の事業と同様に厳正な執行管理が必要とされる場所である。

そこで、団体との関与の状況及び団体における会計事務の執行状況等について、事務処理体制すなわち内部統制の整備状況を監査することで、事故の未然防止を図るとともに、今後の行政事務の改善に資することを目的とする。

なお、本監査は地方自治法第199条第2項及び第5項の規定に基づき実施するものである。

3 監査期間

平成29年3月21日から平成29年4月19日まで

4 監査の対象

平成28年度において市が団体の事務局となっている又は市が実質的に団体の事務を行っている所管課

5 監査方法

全庁的に団体についての実態調査を行い、全体的な把握をするとともに、その中から必要なものについては、実地監査を行った。

実態調査は全部局に対し実態調査書で照会し、該当する団体が存在する場合につ

いては、団体名及び設問に対し回答を求めた（選択方式）。

この結果を踏まえ、一定の条件を設定することで実地調査の対象とする団体を抽出し、当該事務を所管する部局に対して、関係書類の審査を含め、関係職員から団体の事務の状況を聴取した。

第2 監査の結果

1 実態調査

(1) 調査方法

所管する団体の事務についての全庁的な把握がされていなかったため、状況を把握するために、「市が関与する任意団体の事務について」と題し、実態調査を実施した。

対象は平成28年度に市が団体の事務局となっている場合又は市が実質的に団体の事務を行っている場合とし、次の条件にすべて該当する団体とした。

ア 任意団体であること（法人格がある団体は除外する）。

イ 市が事務局となっているもの（市職員が庶務・財務事務等団体の事務を行っているもの。）

ウ 団体が、平成28年4月1日から平成29年3月31日までのすべての期間又は一部の期間に設置されているもの。

ただし、各課の親和会、職員の親睦会等は除く

(2) 調査の結果

提出された調査票を集計した結果、対象団体の合計は60団体であった。

実態調査の結果は、以下のとおりである。

ア 団体の設置されている目的

イベント事業	調査・研究・研修事業	地域・住民との連絡・調整・連携事業	自治体間の連絡・調整・連携事業	上記以外の事業
9	16	16	9	10

上記以外の事業と回答した団体は、法令等により設置された団体等であった。

イ 団体設立後の経過年数

～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上	不詳
6	8	8	35	3
10.0%	13.3%	13.3%	58.4%	5.0%

団体設立からの経過年数については、約6割の団体が20年以上経過している。

ウ 団体の代表者

市職員	市職員以外
16	44
26.7%	73.3%

市職員以外が代表者となっている団体が約7割を占めている。市職員が代表となるものは主に近隣市町で構成する団体である。

エ 団体の事務局設置場所

庁舎内	庁舎外
55	5
91.7%	8.3%

団体の事務局の設置場所は、9割以上が庁舎内であった。

オ 事務局を庁舎内に設置している根拠が会則等に規定されているか

規定されている	規定されていない
48	12
80.0%	20.0%

事務局を庁舎内に設置している根拠が会則に規定されていない団体が2割あった。

カ 事務局の代表者

市職員	市職員以外
51	9
85.0%	15.0%

事務局の代表者が市職員である団体は8割以上あった。

キ 団体事務に従事する市職員及び市職員以外の人数

市職員

1人	2人	3人	4~5人	6人以上
17	12	19	8	4
28.3%	20.0%	31.7%	13.3%	6.7%

市以外の職員

1人	2人	3人	4～5人	6人以上
3	3	3	6	14
10.3%	10.3%	10.3%	20.7%	48.4%

団体事務に従事する人数について、市の職員の場合1～3人と少人数であるが、市以外の職員の場合では、4～5人若しくはそれ以上と多く人が従事している。

ク 市職員の事務従事内容（複数回答）

事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営	その他
45	39	40	53	0
25.4%	22.0%	22.6%	30.0%	0.0%

市職員の事務従事内容については、事業実施から会計事務まで団体の事業全体に従事している。

ケ 平成28年度の収入及び支出決算額

なし	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上
7	5	8	6	34
11.7%	8.3%	13.3%	10.0%	56.7%

団体の決算額規模は、半数以上が100万円以上であった。

コ 平成28年度の支出決算額のうち市費支出額

市費支出なし	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上
17	7	15	5	16
28.3%	11.7%	25.0%	8.3%	26.7%

団体への市費の支出がない団体が約3割あった一方で、100万円以上の団体も約3割あった。

サ 設立会則等の整備

あり	なし
53	7
88.3%	11.7%

約1割の団体が会則を整備していなかった。

シ 会計処理規程等の整備

あり	なし
9	51
15.0%	85.0%

約8割の団体が会計処理規程を整備していなかった。

ス 事務専決規程等の整備

あり	なし
7	53
11.7%	88.3%

約9割の団体が事務専決規程を整備していなかった。

セ 事務取扱マニュアル等の整備

あり	なし
14	46
23.3%	76.7%

約8割の団体が事務取扱マニュアルを整備していなかった。

ソ 団体の会計処理に従事する担当者の状況

市職員のみ	市職員と市職員以外	市職員以外	会計処理なし
27	14	12	7
45.0%	23.3%	20.0%	11.7%

約半数の団体において、市職員のみが会計処理を行っていた。

タ 会計処理に従事する市職員及び市職員以外の人数

市職員

1人	2人	3人	4~5人	6人以上
22	7	8	4	0
53.7%	17.1%	19.5%	9.7%	0.0%

市以外の職員

1人	2人	3人	4～5人	6人以上
20	5	0	1	1
74.1%	18.5%	0.0%	3.7%	3.7%

市職員については約5割、市以外の職員にあつては約7割以上の団体で、会計処理に従事する職員が1人であつた。

チ 現金の取扱い

あり	なし
32	28
53.3%	46.7%

半数以上の団体で現金の取扱いがあつた。

ツ 現金出納簿等の整備

あり	なし
38	22
63.3%	36.7%

約4割の団体で現金出納簿が整備されていなかった。

テ 平成28年度中の総会等の開催状況

あり	なし
51	9
85.0%	15.0%

約2割の団体で総会を開催していなかった。総会を開催していない団体は市の事業を委託している団体であつた。

ト 監査機関の設置状況

あり	なし
33	27
55.0%	45.0%

約半数の団体で監査機関を設置していなかった。

ナ 平成28年度決算に係る監事監査の実施状況

あり	なし
44	16
73.3%	26.7%

約3割の団体で監事監査を実施していなかった。

ニ 団体事務への市職員の従事のあり方について所管の意向

現状維持が妥当である。	早急に団体へ移管すべきである。	段階的に団体へ移管すべきである。	拡充すべきである。	その他
54	0	6	0	0
90.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%

約9割の団体で現状維持が妥当であるとの意向であった。

ヌ 庁舎内に事務局を設置する必要性について所管の意向

事業継続が必要である。	統廃合を検討する必要がある。	廃止を検討する必要がある。	その他
49	6	3	2
81.7%	10.0%	5.0%	3.3%

約8割の団体で事業継続が必要であるとの意向に対して、1割の団体において統廃合を検討する必要があるとの意向であった。

2 実地調査

(1) 団体の抽出

実態調査で把握した団体の中から、次の抽出条件を設定し、これらのすべてに該当する団体の事務を実地調査の対象とした。

ア 市職員が団体の会計事務に従事していると回答した団体

イ 監査機関の設置がないと回答した団体

ウ 団体の平成28年度支出決算額が100万円以上、かつ会計処理規程等の整備がないと回答した団体

実地調査の対象とした団体は、次の12団体である。

	団体名	任意団対所管課	
A	西尾市文化遺産活性化実行委員会	産業部	商工観光課
B	三河観光ネットワーク協議会	産業部	商工観光課
C	竜の子街道広域推進協議会	産業部	商工観光課
D	西尾市畜産振興会	産業部	農林水産課
E	西尾市養豚振興会	産業部	農林水産課
F	西尾市環境と安全に配慮した農業推進協議会	産業部	農林水産課
G	西尾市牛防疫対策協議会	産業部	農林水産課
H	西尾市保健会	教育委員会事務局	学校教育課
I	にしお本まつり実行委員会	教育委員会事務局	文化振興課
J	岩瀬文庫資料調査会	教育委員会事務局	文化振興課
K	埋蔵文化財発掘調査会	教育委員会事務局	文化振興課
L	西尾市文化事業実行委員会	教育委員会事務局	文化振興課

(2) 調査の着眼点

抽出した12団体の事務を対象に以下の点について、担当者へのヒアリング形式にて調査を実施した。

ア 団体に係る諸規定の整備状況

- ・会則の整備状況
- ・会計処理規程等の整備状況
- ・事務専決規程等の整備状況
- ・事務局を庁舎内に設置している場合の根拠
- ・事務局代表者

イ 事務処理及び財産等の保管状況

- ・事務従事者の状況（専従の許可等）
- ・決裁文書等の作成及び保管の状況
- ・会計従事者の状況
- ・収入及び支出の意思決定の状況
- ・現金の取扱いの有無
- ・現金出納簿等の整備の有無
- ・金券類の管理の状況
- ・現金、通帳等の保管状況
- ・契約事務の状況
- ・備品の管理及び寄付の状況

ウ 会計事務の確認体制

- ・予算及び決算の承認状況
- ・監査機関の設置状況
- ・現金預金等の定期的な確認

エ 任意団体に対する関与

- ・団体事務の効率性
- ・市と団体の費用負担

(3) 調査の結果

抽出した12団体の事務を対象に調査を行った結果、各団体の事務は概ね適正におこなわれているものと認められた。ただし、適正かつ効率的な事務処理のあり方、内部統制機能の強化の観点から考えると、事務の一部において、改善又は検討を要する事項が見受けられた。

ア 団体に係る諸規定の整備状況

- ・会則の中で委員を特定していないものがあった。
- ・会計処理規程がないものがあった。
- ・事務処理規程がないものがあった。
- ・団体の文書が決裁されていないものがあった。
- ・決裁ではなく役員会の決定を団体の意思決定としているが議事録がなかった。
- ・会則の中で事務局を庁舎内に設置する根拠がないものがあった。
- ・事務局代表者を取り決めていなかった若しくは事務局の代表者について取り決めなく課長としていた。

イ 事務処理及び財産等の保管状況

- ・任意団体の事務を行うことについて、関係部局との協議がされていなかった。
- ・任意団体の文書と市の文書が混在していた。
- ・市から団体への支出事務従事者と団体の会計処理従事者が同一人物であった。
- ・会計事務に従事する職員がローテーションされていなかった。
- ・支出調書を作成せずに出金していた。
- ・必要と思われる金額を事務担当者が決裁なく資金前渡し、支出後、残額を通帳に戻しその後に調書を作成していた。
- ・上司の決裁なく関係する担当者だけで決裁しているものがあった。
- ・現金出納簿を作成していなかった。
- ・契約書に印紙の貼付もれがあった。
- ・現金出納簿は作成されているが、日付の記載欄がないものがあった。
- ・切手若しくは印紙を購入しているが、受払簿を作成していなかった。
- ・通帳と印鑑が同じ場所に保管されていた。
- ・印鑑若しくは通帳が手提げ金庫に保管されていた。

ウ 会計事務の確認体制

- ・監事を置いているが監査していなかった。
- ・監事を置いていなかった。
- ・監事が市職員のみであった。
- ・現金残高について、管理職による定期的な確認がされていなかった。

エ 任意団体に対する関与

- ・団体が負担すべき郵送料等を市が負担していた。

オ その他

- ・委託料を任意団体の他の歳入と合算した決算を作成し、残額を次年度に繰り越しているものがあった。

第3 監査の結果に対する意見

1 全庁的な内部統制の整備について

「市が関与する任意団体の事務について」をテーマとした随時監査により、全庁に対して実態調査を行った結果、60もの任意団体が対象となり、多くの市職員が団体の事務に従事していることがわかった。

実態調査の結果を踏まえ、会計処理上のリスク及び会則、規程等の整備運用状況等を考慮したうえで12団体の事務を抽出し、当該事務を所管する部局に対して、ヒアリングや書類の確認など実地調査を実施し具体的な団体との関与の状況を監査した。

監査の目的でも記述したが、任意団体は市とは異なる組織であり、本市の規程等の適用を受けず団体独自の運営が行われているため、市職員が事務を執行する場合は、より厳正かつ適正な事務が求められるところであり、団体の内部統制に問題があれば、不祥事までに発展する恐れも十分あることを認識しておく必要がある。

このような状況のなかで、今回抽出した12団体の実地調査の結果は前述のとおりであったが、その状況は、ガバナンスや内部統制の整備状況にそれぞれの団体間で多くの差異が存在していた。

これはまさに、本市に任意団体の事務処理に係る統一的な基準がないことから起因するものであり、今後、市職員が団体の事務に関与する以上、現金預金の管理体制や内部チェック機能の強化を含めた統一的な内部統制の強化は必要不可欠であると言える。

したがって、市の事務はもちろんのこと、団体の事務も含めた市職員が関与するすべての事務についてのリスクを洗い出し、未然にリスク回避できるよう内部統制を整備されるよう望むものである。

2 複数人での確認体制の確立と現金、預金通帳等の管理について

実地調査で見受けられた例として、市の会計処理従事者と団体の会計処理従事者が同一人物であった様に、他自治体で発生している不正支出などの不祥事の多くは、複数の業務を1人の担当者が行い、他のチェック機能がはたらかなかつたことから発生したものである。

したがって、会計処理については複数人で確認するような体制を構築するとともに、通帳と口座届出印の管理については、出来る限り保管場所をそれぞれ別の場所とし、使用時以外は施錠可能な場所に保管しておくなど、紛失や盗難などの事故防止のための環境整備を直ちに実施されたい。

また、通帳名義人は団体の代表者など、通帳の管理者以外のものとするなど安全性の確保に十分留意されたい。

3 団体に対する支援のあり方について

団体への支援は様々なかたちで実施されているところであるが、支援する主な理由として、それぞれの団体が目的とする種々の公益的活動や市との協働事業が実施されることによって、行政活動の強化や補完といった機能が作用し、市民福祉の向上に繋がる一定の成果が認められることから、団体に対する市の財政的支援及び人的支援を実施する合理的理由は存在するものと考えられる。

しかし、団体設立後かなりの年数が経過している団体も多く、社会情勢の変化に伴う設立意義の希薄化や実施事業の形骸化等も考えられることから、その支援の必要性について改めて精査する必要があると考える。

団体を介することによって、現金の流れが不透明となり、チェック機能が低下するなど、現金管理のリスクが高まることから、適切な形態を今一度再確認されたい。